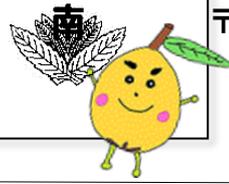


南の風

No.31

令和2年 6月8日



〒851-0245 TEL095-836-0085
長崎市千々町5 1 3 番地
長崎市立南小中学校長
岡田 政宏

学校教育目標

自ら学び鍛え、励まし合う、心豊かな児童・生徒の育成

「ふるさと」への思いを原動力に学ぶ子に



名人弟

名人兄

ビワ狩り体験

甘さが香る 初夏の風物詩

南小中学校のまわりでも、ビワがたわわに実る季節となりました。5月22日、千々の山下登さんのビワ畑で、毎年恒例のビワ狩り体験をさせていただきました。総勢10名の子ども

たちの中には、いつも畑でお手伝いをしていいる「ビワ狩り名人」もいます。まずは、名人兄の
さんから、収穫の実演指導がありました。続いて名人弟のさん



から、ムカデなどの害虫対策について説明してもらいました。さすが、経験者は強い！その後さっそく収穫体験ですが、不慣れな一年生のために高学年の子どもたちが優しく教え、手助けしてくれました。(微笑ましい光景でした。優し〜ねー)

品種は「すずかぜ(涼風)」、ほんのり甘くて上品な味わいです。学校に
戻り、早速試食会です。「おいしー」ふるさとの味わいに舌鼓。後口、体験させていただいた山下さんにお礼の大きな手紙を書きました。このようなすてきなふるさとの思い出をたくさんたくさん経験させてあげたいです。その経験が子どもたちのふるさと愛につながり、受け継がれていくのだと思います。

テレビ番組に出演していたプロレスラーの女性が亡くなりました。ネットでの誹謗中傷が原因ではないかと言われています。「誹謗中傷」とは、根拠のない悪口を言いふらして、他人の名譽を傷つけることです。子どもはネットトラブルでも、たびたび話題となる「誹謗中傷」。匿名性が高いネットの中では、何を言ってもいいのでしょうか。名前を書かなければ誰が書いたのかわからないのでしょうか。答えはいずれもNOです。インターネットは、世界に広がっています。誰もが見ることができるようえ、一度出回った情報の回収はほぼ不可能と言われています。技術的に情報の発信元を特定することもできると言われています。私は、「テレビの生放送と同じ」と考えています。「表現の自由」は、憲法上極めて重要な権利ですが、何でも許されるというわけではありません。他人の名譽を侵害する違法な人権侵害に対しては、刑事罰や損害賠償義務が課せられます(憲法20条も六法参照)。微妙な表現や、受け手の感じ方の違いなど、それぞれです。判断基準は、自分の名前を意見の最後に書けるかどうかでしょう。

ケセラセラ



◇10月に予定されていた中学校の連合音楽会と11月に予定されていた小学校の音楽会が、コロナの影響で今年は「中止」となりました。



1年生、大丈夫かな？



これ、大きい！



袋の中身をのぞいてみよう！



そうそう、上手上手！



よこしよ！

ビワ狩りのようす
5月22日
10人でなかよく

きれいな色だね！
おいしそうだね！



あっ！見られてる！



ていねいに
ムキムキ！



子どもたちと一緒に読み、世の中のきまりについて考えてみませんか。

表の「ケセラセラ」と連動

きみを強くする法律の本

『こども六法』

その一言が罪になり、損害を償わなければならない

【刑法第230条】名誉棄損

1項 誰かの名誉を傷つけて評判を落とすようなことを、多くの人たちに知らせた人は、それが事実かどうかに関係なく、3年以下の懲役か禁錮または50万円以下の罰金とします。

「こども六法」45ページより引用

【民法第710条】財産以外の損害の賠償

他人の身体、自由あるいは名誉に害を与えた場合、他人の財産に関する権利に害を与えた場合のどちらであっても、第709条の決まりによって損害を償う責任を負う人は、財産以外の損害に対してもお金を支払わなければいけません。

「こども六法」127ページより引用



インターネットだから、悪口をだれが書いたかわからないよ。
↑わかります！書いてはダメ

【著作権について】

書籍の紹介に当たり、無断で本の表紙写真を載せることは著作権違反となります。本文の一部引用に当たっては条件を満たせば許容範囲となります。本学校だよりでは、著者の山崎聡一郎さんに、直接許諾をいただき、シリーズで紹介しています。

※ 14歳未満の子どもには、「少年法」が適用されます。